

# 平成30年度当初予算編成方針

H29. 10. 20

総務部  
清流の国推進部

## 1 当初予算編成の前提となる財政状況

### ○ 国の予算編成状況

- ・総務省より先に示された「平成30年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成29年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、一般財源総額は、前年度を0.4兆円上回る62.5兆円となっている。
- ・しかし、その内訳としては、国から交付される地方交付税が0.4兆円減少となる一方で、地方の借金である臨時財政対策債が0.5兆円増加となることで収支が均衡する試算となっており、臨時財政対策債の縮減を求める地方の要望とは異なる姿となっている。
- ・他方、国の概算要求では、子ども・子育て支援等の社会保障の充実や幼児教育の無償化に向けた取組みなどは事項要求とされ、予算編成過程において検討するとされており、地方への影響は不透明である
- ・このほか、国の予算編成に伴い必要となる地方歳出や税制改正などを含め、平成30年度地方財政対策については、今後、国の予算編成過程で調整されることとなるため、その動向を十分注視していく必要がある。

### ○ 本県財政の状況

- ・本県の景気は、緩やかに回復しているものの、一部の業種では厳しい状況が続いているほか、先行きについては、海外景気の動向に注視していく必要がある。そのような中で来年度の税収動向は、こうした景気動向に加え、国で行われる税制改正検討結果にも影響されるため、不透明な状況にある。
- ・また、歳出面では、社会資本の老朽化や社会保障関係経費の自然増への対処に加え、あらゆる分野で深刻化しつつある人材不足への対策や、「清流の国ぎふ」創生総合戦略に基づく地方創生に向けた取組みのさらなる推進、県民の安全・安心につながる防災・減災対策の強化など、様々な政策課題への対応を検討しなければならない。
- ・以上のように本県財政は、歳入、歳出の両面において、不透明で多くの課題を抱えている状況にある。

## ○ 今後の行財政運営の方針

- ・本県の財政状況は、持続的な財政運営に道筋がつつあるものの、県財政を取り巻く環境は、不透明で多くの課題があることから、引き続き行財政改革の努力を行い、節度ある財政運営に努め、財政規律を遵守する必要がある。
- ・他方で、喫緊の課題である「人づくり」をはじめとした「清流の国ぎふ」創生に向けた取組みの深化や、防災・減災対策の強化など、重要な政策課題には積極的に対応していかなければならず、持続的な財政運営と直面している政策課題への対応の双方を心掛けた、メリハリの利いた予算編成を行わなければならない。

## 2 当初予算編成の考え方

### (1) 基本的な取組方針（予算要求の考え方）

#### ○ 持続可能な財政運営に向けた財政規律の遵守

- ・一般政策予算については、別途、各部局毎に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。

#### ○ 重要な政策課題に的確に対応

- ・当面する重要な政策課題に対応する事業については、上記一般財源総額を超えて要求できるものとする。

#### ○ 事務事業見直し方針を踏まえた予算要求

- ・「平成 29 年度事務事業見直し方針」を踏まえた事務事業の見直しを進め、その結果を踏まえた予算要求とすること。
- ・なお、見直し内容の反映は、各事業だけでなく、事務の改善を踏まえ、事務的経費についても的確に行うこと。

### (2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

#### ① 「予算要求基準」の遵守

別紙 1 のとおり

- ・予算要求基準を遵守のうえ、各事業の費用対効果や必要性、効率性等を十分精査した予算要求を行うこと。
- ・一般政策予算については、別途、各部局毎に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、当該予算については、前年度一般財源総額と同額を基本に、平成 29 年度に終期を迎える事業や、隔年で計上する周期事業などを考慮するものとする。
- ・平成 29 年度の重要政策事業のうち、継続実施が必要な事業については、一般政策予算として取り扱うことから、一般財源総額の算定は、当該事業に係る一般財源も含めたものとなること。
- ・新規・拡充要求のため、既存事業の縮減を行う場合には、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するといった安易な縮減

策をとらないこと。

- ・個別調整事業については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・その他の政策予算、非裁量予算、管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

## ② 重要政策事業について

- ・当面する重要な政策課題に対応する事業（※）については、前述の一般財源総額を超えて要求できるものとする。  
※原則ソフト事業を対象（1千万円未満のハード事業を含む）
- ・国補正基金終了後も引き続き実施を希望する事業についても、重要政策事業として取り扱うものであること。

## ③ 事務事業見直し方針の反映について

- ・「平成 29 年度事務事業見直し方針」を踏まえた事務事業の見直しを進め、その結果を踏まえた予算要求とすること。
- ・見直し内容の反映は、各事業だけでなく、事務の改善を踏まえ、事務的経費についても的確に行うこと。
- ・なお、総務部において各見直し内容を再度精査し、費用対効果などを踏まえた予算編成を行う予定であること。

## ④ 公共施設の維持保全予算について

- ・公共施設の維持保全に係る予算については、平成 29 年 6 月 15 日付け財第 97 号「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定に向けた調査について」における平成 30 年度報告値を踏まえた要求を行うこと。
- ・なお、総務部において、県全体としての優先度の見極めや効率的な予算執行を図る観点から、昨年度に続き、維持保全予算の集約化を進める予定であること。

## ⑤ 周期事業の取扱い

- ・複数年周期で予算計上を行う必要のある事業については、必要最小限での要求を可能とし、各部局における財源捻出は不要とする取扱いであること。

## ⑥ 基金事業の取扱い

- ・基金を財源に実施する事業については、各部の活用計画により要求すること。
- ・「清流の国ぎふ森林・環境税」事業については、林政部と調整を経た後、要求すること。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長等の見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

## ⑦ 国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国において進められる地方財政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算に反映すること。
- ・国庫補助事業については、財源的には有利であるが、1/2 程度の県費が伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで受け入れを行うこと。また、国庫 10/10 事業であっても、人的負担が伴うことや県費による事業継続の可能性があることを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。

## ⑧ 過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒して対応したもののについては、原則、予算要求を差し控えること。

## ⑨ 「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の要求は控えるとともに、年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。
- ・また、RENTAI 掲示板に掲示している「予算の残し方事例集」を活用し、経費節減に努めること。

## ⑩ 現地機関の実情把握

- ・本庁各課においては、予算要求に際して現地機関の実情を十分把握し、その声を反映した予算要求に努めること。
- ・なお、事務事業見直し方針を踏まえ設置予定の「予算相談窓口」において受け付けた相談内容のうち、予算対応が必要なものについては、別途、関係各課へ対応を協議する予定であること。

## ⑪ 特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

## ⑫ 債務負担行為及び長期継続契約の適切な運用

- ・債務負担行為については、岐阜県公契約条例を踏まえた適切な運用に留意する必要があること。
- ・また、将来の財政運営を圧迫する側面もあることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を行うこと。
- ・なお、別途、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の提出を検討しており、対象とする契約については、債務負担行為同様、全体事業費及び各年度事業費を明らかにして要求すること。

⑬ 予算編成過程の公開について

- ・ 予算編成過程を公開する中で、各事業毎にこれまでの取組状況や成果についても公開することとしているので、所管課においては、事業の目的や取組みの評価などを定量的に十分整理して予算要求を行うこと。

## 事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点における要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により、更なる歳出削減があり得るものであること。

### 1 政策予算

政策予算の要求に際しては、事業の目的やこれまでの取組みの評価などを定量的に十分整理し、県民目線を意識し、行政需要に的確に対処した要求を行うよう心がけること。

#### (1) 一般政策予算

- ・別途、各部局毎に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、当該予算については、前年度一般財源総額と同額を基本に、平成 29 年度に終期を迎える事業や、隔年で計上する周期事業などを考慮するものとしていること。
- ・平成 29 年度の重要政策事業のうち、継続実施が必要な事業については、一般政策予算として取り扱うことから、一般財源総額の算定は、当該事業に係る一般財源も含めたものとなること。
- ・新規・拡充要求のため、既存事業の縮減を行う場合には、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するといった安易な縮減策をとらないこと。

#### (2) 個別調整経費

- ・「公共枠」「県単枠」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。

#### (3) 重要政策事業

- ・当面する重要な政策課題に対応する新規・拡充事業については、所要額を要求すること。
- ・原則ソフト事業を対象とするもの（1 千万円未満のハード事業を含む）であること。
- ・国補正予算で設けられた基金を活用した事業で、引き続き県費で継続を希望する事業についても、重要政策事業として要求すること。

#### (4) 県費 1 千万円以上の投資的経費

- ・可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・新たな施設整備の着手を行う場合は、事業規模やランニングコストの多寡、他県の整備状況など、必要性を十分精査した上で要求すること。

#### (5) その他の政策予算

- ・「情報システム開発経費」「情報システム保守管理経費」「特別会計への繰出金等」「指定管理者制度導入施設関連事業」については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

## 2 非裁量予算

所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直したうえで、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

## 3 管理予算

- ・「人件費」のうち、職員給与費については、従来のルールに基づき、要求すること。
- ・その他の管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

# 事業分類体系

事業分類		略名	定義	
政策予算	個別調整事業	公共枠	公共枠として枠的に予算措置する事業	
		県単枠	県単枠として枠的に予算措置する事業	
		私学振興補助金	私学振興	私学振興枠として枠的に予算措置する事業
		学校建設事業	学校建設	学建枠として枠的に予算措置する事業
		単独交通安全整備事業	単独交安	単独交安枠として枠的に予算措置する事業
		スポーツ振興事業	スポーツ振興	スポーツ振興枠として枠的に予算措置する事業
	特定政策予算	県費1千万円以上の投資的事業	1千万以上	県費1千万円以上の投資的事業（毎年度、経常的に一定額を計上する事業を除く）
		森林整備特別事業	森林整備	森林枠として枠的に予算措置していた事業
		情報システム開発経費	情報開発	情報システム開発経費（「情報システム導入審査委員会」協議対象事業に限る）
		情報システム保守管理経費	情報保守	情報システム保守管理経費（複数年契約締結事業に限る）
		特別会計への繰出金等	特会繰出金等	特別会計への繰出金等
		指定管理者制度導入施設関連事業	指定管理者	指定管理者制度導入施設関連事業
		森林・環境税関連経費	森林環境税	清流の国ぎふ森林・環境税を財源とした事業
	一般政策予算	一般政策経費（通常分）	一般政策通常分	一般政策予算のうち、他に分類される事業を除く事業（平成29年度重要政策事業を含む）
		一般政策経費（特定分）	一般政策特定分	一般政策予算のうち、維持管理費等、県費1千万以上の全国負担金・拠出金及び債務負担設定事業
		一般政策経費（枠外分）	一般政策枠外分	一般政策予算のうち、一般財源総額の算出にあたり対象外とした事業
	重要政策予算	重要な政策課題に対応する事業	重要政策課題	重要な政策課題に対応する新規・拡充事業（原則ソフト事業）
基金終了後継続事業		基金終了後継続	国補正予算で設けられた基金を活用した事業で、引き続き県費で継続を希望する事業	
非裁量予算		非裁量予算	法律等により事業の実施、経費の支弁が義務づけられている事業	
管理予算	人件費	人件費	特別職給与・報酬、一般職給与、非常勤専門職報酬、OB職員の団体への補助、外郭団体等プロパー職員の人件費補助	
	公債費	公債費	公債費	
	税交付金等	税交付金等	税の市町村交付金等	
	その他管理予算	管理その他	予備費、会計管理費など各部共通の予算（人当旅費、人当需用費、指定修繕を含む）	